

地域公共交通確保維持改善事業に係る計画認定申請
（令和 6 補助年度 地域内フィーダー系統確保維持計
画認定申請）について

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 石狩市地域公共交通活性化協議会
住 所 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2
代表者氏名 会 長 小 鷹 雅 晴

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和5年6月6日

（名称）石狩市地域公共交通活性化協議会

| 生活交通確保維持改善計画の名称 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 石狩市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画） |
| 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 |
| <p>石狩市浜益区内を運行する公共交通の利用者は、区内の人口減少などを契機として減少の一途を辿っており、北海道中央バスの札幌浜益線（定期定路線）は浜益区の区間が不採算路線となり、平成28年3月をもって廃止となった。</p> <p>また、石狩市全体の高齢化率が33.9%（令和5年4月現在）であるのに対し、浜益区の高齢化は56.9%（令和5年4月現在）と高齢化が著しく進行している様子が見受けられ、高齢社会における地域住民の生活交通の確保が重要である。</p> <p>このようなことから、事業採算性を意識しながら高齢者等の交通弱者の「生活の足」を確保するための、利便性が高く、将来に亘って持続可能な公共交通体系を構築する必要がある。そのため、石狩市浜益区における高齢社会や住民ニーズに即し、かつバス交通に関する財政負担の軽減のため、浜益区内全域を網羅するとともに、幹線バス（北海道中央バス・沿岸バス）との接続を目的とした、持続可能な公共交通体系を平成28年4月より導入し、区民の生活利便性の向上を図ることを目的とする。</p> <p>平成30年4月28日より道の駅石狩「あいろーど厚田」が北海道中央バスの札幌厚田線の結節点となったことにより、待合施設の充実が図られ、利用者の利便性の向上に寄与している。</p> |
| 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 |
| （1）事業の目標 |
| <p>地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たり、以下の目標を設定する。</p> <p>【目標】浜益厚田間乗合自動車運行事業の年間利用者数 令和6年度（令和5年10月～令和6年9月） 1,527人 令和4年度補助年度（令和3年10月～令和4年9月）実績1,389名の10%増 （各系統の稼働率実績に合わせて調整率を設定し計算）</p> |
| （2）事業の効果 |
| <ul style="list-style-type: none">石狩市浜益区における公共交通を維持することにより、高齢者等の交通弱者の買い物・通院等の生活や小中学生の部活動等に係る移動を確保することができる。地域間幹線系統との接続により、広域的な移動を支援することができる。 |
| 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 |
| <p>事業名：浜益厚田間乗合自動車運行事業 実施主体：石狩市</p> <p>引き続き、利用実績の把握、分析により、実態や利用者ニーズに合わせた運行系統エリアの見直し、ダイヤ改正等の検討を行う。</p> |
| 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 |

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

石狩市（市町村自家用有償旅客運送事業者）

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

石狩市（市町村自家用有償旅客運送事業者）

**7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**

該当なし

**8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

**9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

**10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

**11. 外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】**

※該当なし

**12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

**13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

| |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 該当なし |
| 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| 該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| 該当なし |
| 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ① 車両の代替による費用削減等の内容 該当なし |
| ② 代替車両を活用した利用促進策 該当なし |
| 17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| 該当なし |
| (2) 事業の効果 |

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

21. 協議会の開催状況と主な議論

○令和4年6月24日（金）

令和4年度第2回石狩市地域公共交通活性化協議会

- ・地域公共交通確保維持改善事業に係る計画認定申請（令和5年度補助年度 地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請）について
- ・オンデマンド交通による実証運行について
- ・石狩市公式LINEによる路線バスの情報発信について

○令和4年8月24日（水曜日）

令和4年度第3回石狩市地域公共交通活性化協議会

- ・オンデマンド交通による実証運行について
- ・地域公共交通確保維持改善事業について

○令和4年10月28日（金曜日）

令和4年度第4回石狩市地域公共交通活性化協議会

- ・令和5年度における石狩市地域公共交通網形成計画について
- ・オンデマンド交通実証運行について

○令和4年12月27日（火曜日）から令和5年1月13日（金曜日）まで（書面協議）

令和4年度第5回石狩市地域公共交通活性化協議会

- ・地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について
- ・オンデマンド交通「いつも」の実証運行について

○令和5年3月14日（火曜日）から令和5年3月24日（金曜日）まで（書面協議）

令和4年度第6回石狩市地域公共交通活性化協議会

- ・厚田ライフサポート事業における「運送の発着地の追加(拡充)」及び「利用料金の改定」について
- ・浜益スクールバスに係る「時刻・経路」変更について

○令和5年6月6日（火曜日）15時00分から

令和5年度第1回石狩市地域公共交通活性化協議会

- ・オンデマンド交通実証運行について
- ・(仮称)シン・公共交通計画（イシカリモビリティ2030）について
- ・地域公共交通確保維持改善事業に係る計画認定申請（令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請）について

22. 利用者等の意見の反映状況

- ・地域公共交通活性化協議会には各種団体の他、浜益区民から利用者及び住民を代表する委員に参加いただき、会議での議論を反映して計画を作成した。
- ・地域からの要望に基づき、浜益厚田間乗合自動車の運賃補助制度を改定し、浜益中学校生徒の部活動に伴う利用に加え、平成30年4月からは浜益小学校児童のスポーツ少年団活動に伴う利用を補助対象としている。

23. 協議会メンバーの構成員

| | |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関係都道府県 | 北海道石狩振興局地域創生部地域政策課 主幹 |
| 関係市区町村 | 石狩市企画経済部長 石狩市保健福祉部福祉総務課長 |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | 北海道中央バス株式会社 石狩営業所長 ダイコク交通株式会社 業務・総務次長 株式会社新厚商事 常務取締役 |
| 地方運輸局 | 北海道運輸局札幌運輸支局 首席運輸企画専門官 |
| 公安委員会 | 北海道札幌方面北警察署 交通第一課長 |
| その他協議会が必要と認める者 | 北海道大学大学院工学研究院 教授 北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所 所長 石狩市連合町内会連絡協議会 理事 石狩湾新港企業団地連絡協議会 事務局長 厚田区自治連合会代表 浜益自治会連合会代表 石狩商工会議所 政策検討委員会 委員長 石狩市社会福祉協議会 地域福祉課長 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 副議長 社団法人北海道バス協会 専務理事 全自交北海道地方連合会ダイコク交通労働組合 執行委員長 特定非営利活動法人あつたライフサポートの会 代表 一般公募3名 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 石狩市花川北6条1丁目30番地2

(所属) 石狩市企画経済部企画課交通担当

(氏名) 主査 江島 紀和

(電話) 0133-72-3193

(e-mail) ki-kotsu@city.ishikari.hokkaido.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただき差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

1. 補助要件

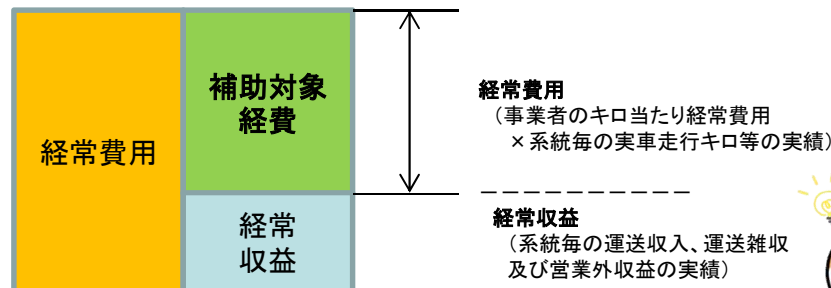
そもそも「フィーダー補助金」とは・・・??

- 正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」(通称:フィーダー補助)
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つ
- 幹線系統を補完する、赤字の支線(フィーダー)の運行経費に対する補助
- 補助対象事業者は活性化法法定協議会



補助率は・・・??

- 補助率は補助対象経費※1の1/2
 - ※1 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1/2を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる
- 自治体毎の補助上限額については毎年(9月頃)発出される通知文※2の算定式を基に算出
 - ※2 昨年度通知文 (<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000259360.pdf>) 参照



補助対象経費算定方法 イメージ



赤字(経常費用>経常収益)の系統に対する補助金です。
 (系統毎に判断するため、運行事業者の事業全体の収支状況が赤字であることは要件ではありません!)